平成２３年（フ）第１１１４号
大阪市東淀川区豊里５丁目24番30号
債務者　北岡　芳美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１１８号
大阪府門真市末広町16番15号
債務者　橋本　祐二
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１２４号
大阪府高槻市出丸町６番２号
債務者　巻幡　善男
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１３１号
大阪市浪速区戎本町１丁目７番５号　裕貴マンション204号
債務者　安河内健次
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９１号
和歌山市田尻38番地の22
債務者　有北保津巳
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６９２号
和歌山市田尻38番地の22
債務者　有北惠美子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３１号
和歌山県橋本市高野口町応其443番地の44、住民票上の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野852番地　403
債務者　石本　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３６号
和歌山市新中島151番地
債務者　小島須津子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４４号
和歌山県橋本市野124番地の１
債務者　藤岡アヤ子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５６号
和歌山市小雑賀804番地の１　フレグランス山崎101号室
債務者　島　敬一朗
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５７号
和歌山県岩出市吉田297番地の４　1005号
債務者　Ｔ企画こと　磯田　　健
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６０号
和歌山県橋本市野234番地
債務者　満重委斗江
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号
和歌山市伝法橋南ノ丁12番地の２　サーパス市駅前902号
債務者　笠松　順子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６２号
和歌山市岩橋1163番地、住民票上の住所和歌山市井辺221番地の11
債務者　上田　隆弘
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６５号
和歌山市広瀬中ノ丁２丁目20番地
債務者　吉田　邦博
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７１号
和歌山市新通６丁目８番地　新通ビル402号室
債務者　山室　知子（旧姓海老原）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８７４号
岡山市南区浦安西町８番地31　サンライズ岡南201号
債務者　多児　治泰
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部